

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在の同社C営業所（以下「会社」という。）において倉庫係として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、倉庫内で古紙のひも切り作業中に突然倒れ（以下「本件事故」という。）、D医療センターに救急搬送され、急性冠症候群、心原性ショック及び心肺停止等と診断された。

請求人は、上記疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、上記疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の発症時期、疾病名について、平成〇年〇月〇日付けE医師作成の意見書において、疾病名は「心筋梗塞・心停止」（以下「本件疾病」という。）であり、その発症時期は平成〇年〇月〇日とされており、当審査会も、決定書理由にあるとおり、後述の認定基準に掲げられた対象疾病に該当するものと判断する。

(2) 脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務上外について、厚生労働省労働基準局長は、平成13年12月12日付け基発第1063号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 過重負荷について

ア 「異常な出来事」について

請求人らは、本件疾病の発症当日、倉庫内の温度が高かったことを主張していることから、発症当日の職場環境について検討する。

(ア) 本件疾病発症日である平成〇年〇月〇日〇時時点のF観測所の気温は、29.9度、当日の最高気温は31.3度であり、請求人が勤務していたBの気温も同程度であったと推測される。

倉庫内の温度について、会社の労働者であるGは、「外の気温が30度くらいだったとすれば33度くらいの温度はあったと思います。」と述べ、Jは「外との温度差は外気温に比べて2、3度暑い程度ではないかと思

ます。」と述べ、さらに、Hは「外気温が30度ほどあったのであれば、それよりも5から10度くらいは高かったのではないかと思います。」と各々述べている。しかしながら、倉庫内に温度計はなかったことから、本件疾病発症日の倉庫内の温度を確定することはできない。

(イ) Hは「請求人は、普段から暑がり、水も飲むほうなのですが、この日はウォーターサーバーの水を飲み干してしまうのではないかとというくらいに水を飲んでいて」旨述べている。

また、Gは「請求人は、もともと倉庫での作業経験はあり、多少暑い中での作業がどのようなものか分かっていたはずですから、水分補給は体調に応じてしっかりやっていたと思います。」旨述べており、請求人は、発症日には水分を適宜補給していたものと推認される。

(ウ) ところで、認定基準における「異常な出来事」の類型の中に「急激で著しい作業環境の変化」が掲げられており、これに該当するものとしては、「例えば、屋外作業中、極めて暑熱な作業環境下で水分補給が著しく阻害される状態や特に温度差のある場所への頻回な出入りなどがある」とされている。

(エ) 本件を見るに、請求人の作業は、主に屋内作業であって、極めて暑熱な作業環境下とまでは認められず、発症日当日に特に温度差のある場所への頻回な出入りがあったとも認められず、さらに、前述のとおり、請求人は、適宜水分補給を行っていたものと認められる。

(オ) また、請求人らは「本来3人体制でやるべきことを2人体制でやったことにより、請求人の負担は、通常に比べて大きかった。」旨主張しているが、Gは「請求人が倒れた当日は、2人で仕事をしていたのですが、2人だからといって仕事が回せないほど忙しくなるものではありません。」及び「倉庫の仕事は、C営業所の業務量であれば、2人でも十分回せる仕事です。」と申述しており、「異常な出来事」に相当するほどの過重な負荷があったとは認められない。

(カ) したがって、本件は、「異常な出来事」に遭遇したものと認められない。

イ 「短期間の過重な業務」について

(ア) 本件疾病発症前日の時間外労働時間をみると2時間24分であり、発症前おおむね1週間の時間外労働時間は、1日約1時間から2時間程度であり、発症日の5日前には、休日を取得していた。また、発症前1週間より前1週間の総労働時間は、約45.5時間となっている。

(イ) 請求人らは、作業環境について、負荷があった旨主張しているところ、認定基準においては「作業環境については、脳・心臓疾患の発症と必ずしも強くないとされていることから、過重性の評価に当たっては付加的に考慮すること。」とされており、さらに、「温度環境のうち高温環境については、脳・心臓疾患の発症との関連性が明らかでない」とされていることからみて、本件の作業環境の負荷が特に過重であったとは評価できない。

(ウ) 以上を総合的に判断すると、本件は、「短期間の過重業務」に就労したとは認められない。

ウ 「長期間の過重業務」について

請求人の発症前1か月の時間外労働時間数は、32時間40分であり、100時間を超えない。また、発症前2か月間ないし6か月間にわたっての1か月あたりの時間外労働時間は、最大で62時間10分であり、80時間を超える時間外労働は、認められない。

エ 「休憩時間及び時間外労働時間の算定」について

請求人らは、休憩時間及び時間外労働時間の算定について修正されるべき旨主張するので、以下検討する。

(ア) 「休憩時間」について

請求人らは、就業規則により、休憩時間は、昼1時間、午前・午後合わせて15分とされていることから、1日1時間15分とするのが当然であるとしているが、関係労働者のI、H、G及びJの申述によれば、いずれも「会社の休憩時間は、午前12時から午後1時までの1時間のほか、午前10時から午前10時15分までの15分間、午後3時から午後3時15分までの15分間の合計1時間30分であった」旨述べており、「請求人は、休憩時間中には、休憩室で仕出し弁当を食べたり、煙草を吸ってテレビを見たりして過ごしていたと思います。」、「請求人は煙草を吸う方でしたから、煙草を吸いに事務所横の休憩室に戻ってきて、飲み物を飲んだ

り、煙草を吸ったりしていました。」等と述べていることから、請求人は、実際に1時間30分程度は休憩していたものと判断することが相当である。したがって、休憩時間を1日1時間30分とした原処分庁の労働時間の算定は妥当なものと判断する。

(イ) 「時間外労働時間」について

請求人らは、タイムカードと警備記録の相違を指摘し、タイムカードではなく、警備記録により、実際の時間外労働時間数は、大幅に多かったと主張しているため、以下検討する。

関係労働者のI、H、G及びJは、いずれも、請求人の勤務時間は、タイムカードのとおりであった旨申述しており、また、請求人は、警備会社の鍵を会社から渡されていて、会社の施錠及び解錠ができる立場にはあったが、警備会社の鍵を会社から渡されていたのは、請求人一人だけではないことから、請求人が日々会社の施錠を行っていたとは判断することはできない。したがって、タイムカードの打刻時刻を基に原処分庁が算定した時間外労働時間数は、妥当なものと判断する。

(ウ) なお、請求人は、通勤が業務負荷であった旨主張するが、通勤は会社と住居との間の移動であって、業務そのものではなく、労災保険法は業務上の傷病と通勤による傷病とを明文をもって区分していることから、通勤時間を業務の過重性の評価対象とすることはできない。

オ 「熱中症」について

請求人らは、請求人が熱中症になった結果、心筋梗塞に至った旨主張しているため、以下検討する。

(ア) E医師の意見書によると、搬入時には熱中症等の所見は無く、さらに、熱中症であれば真っ先に行うべきクーリング処置は行われなかったことから、高体温であったとは想定し難い。

(イ) また、診療録をみると搬入先の血液検査で、

- ① 熱中症の特徴である高カリウム血症や低ナトリウム血症を認めないこと
- ② 著しい血液濃縮が起きるほどの多血症を認めないことなどの所見から、請求人が熱中症を発症していたと判断することはできない。

カ 「リスクファクターの評価」について

(ア) 請求人は、平成〇年〇月の定期健康診断において、「高血圧症疾患の疑い」、「その他の血液及び造血器の疾患の疑い」、「心電図所見の疑い」、「糖尿病の疑い」、「脂質代謝障害の疑い」を指摘されている。また、請求人は、喫煙の習慣があった。

(イ) 請求人の心筋梗塞発症に関し、冠動脈疾患に係るリスクファクターについては、E医師の意見書及びD医療センターの診療録によると、

- ① 冠動脈疾患の危険因子を多数保有していること（高血圧、高LDLコレステロール血症、肥満、喫煙、45歳以上の男性）
- ② 冠動脈造影にてきわめて高度の冠動脈病変を複数個所認めたこと
- ③ 多数の危険因子の保有から発症前から冠動脈疾患を無症候で患していたと思料され、しかも、いつでも心筋梗塞を発症しうる状態であったこと

が認められる。

以上から、請求人の冠動脈疾患のリスクは大きかったことが認められる。

(4) したがって、本件について、認定基準に基づき判断すると、業務による明らかな過重負荷は認められず、熱中症発症を裏付けるものはなく、請求人の冠動脈疾患のリスクが大きかったことから、請求人に発症した疾病は、業務に起因するものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。